



大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準の廃止について

令和4年1月22日の日向灘を震源とする地震により延岡市、高千穂町に適用していた大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準を見直し、令和5年6月8日から、通常基準により運用します。

令和4年1月22日に発生した日向灘を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度5強を観測した延岡市、高千穂町では通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の暫定基準は、宮崎地方気象台と宮崎県が共同で発表する宮崎県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、宮崎県土砂災害警戒情報の発表基準を、令和5年6月8日をもって通常基準に戻すことに伴い、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報の発表基準についても通常基準に戻すこととしました。

なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）についても、通常基準による判定結果となり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止する日時：令和5年6月8日13時
- 2 暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村：延岡市、高千穂町（別紙に図示）

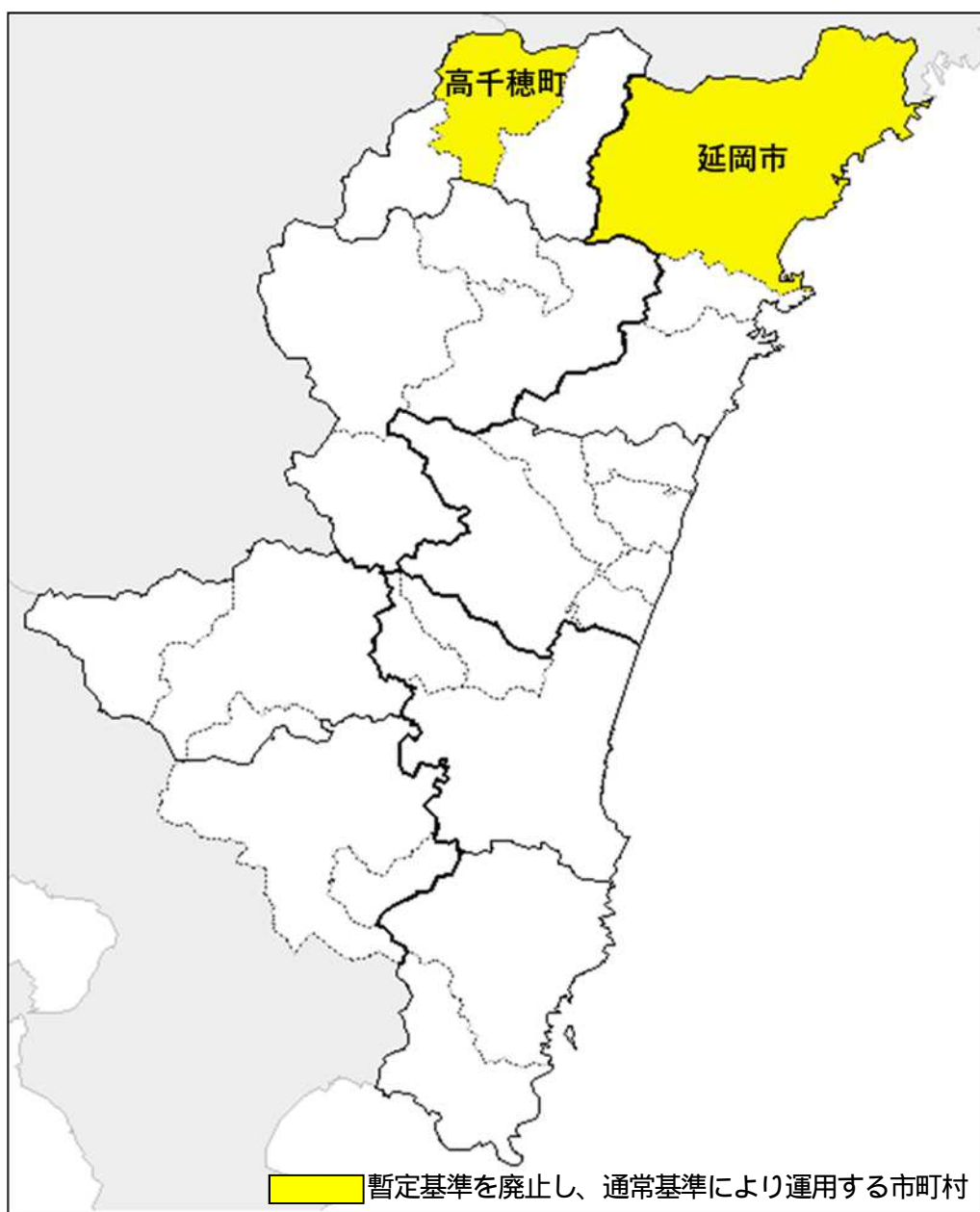
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

詳細については、以下を参照してください。

土砂キキクル <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問合せ先：宮崎地方気象台 担当：土砂災害気象官（長山）

電話：0985-25-4032



大雨警報・大雨注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）を廃止する市町村